

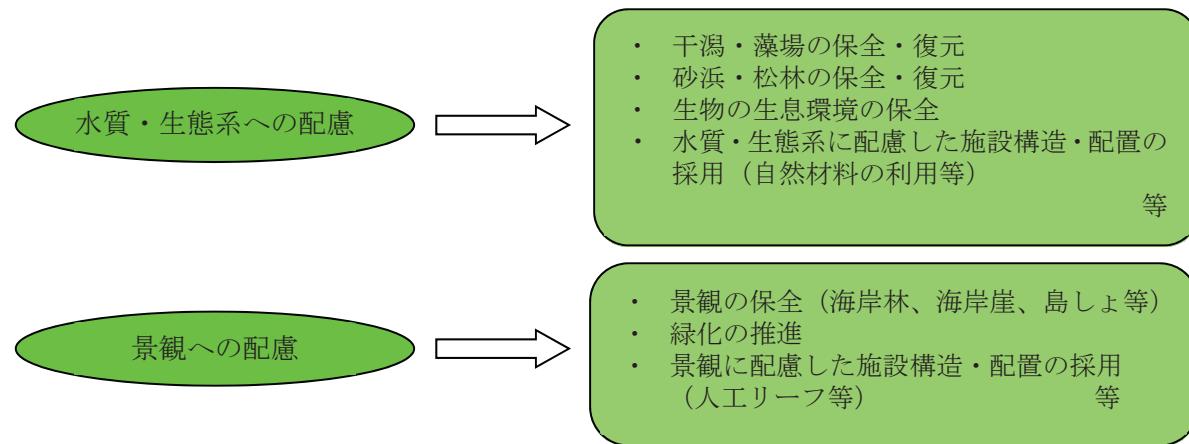
1-2 環境面について

第1章「3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項」において述べたように、海岸環境を整備・保全すべき地域は、様々な生物が生育・生息する豊かで多様な海辺の自然環境や、名勝や自然公園等の風光明媚な海岸景観等が残っている地域、または海岸環境が著しく悪化している地域である。

当沿岸には、知多半島や渥美半島に代表される三河湾国定公園などの雄大な自然景観と、港湾等の開発により人工的に創られた景観が混在している。

自然が残されている地域には、多種多様な生物が生息し、その自然環境の保全が求められている。一方、近年の水環境の悪化や海岸線の人工改変により、貴重な自然環境が減少しているところでは、砂浜や干潟の復元など新たな自然環境を創出する試みも求められている。

以上のことから、施設整備にあたって環境面からの配慮すべき事項は、「水質・生態系への配慮」、「景観への配慮」とする。



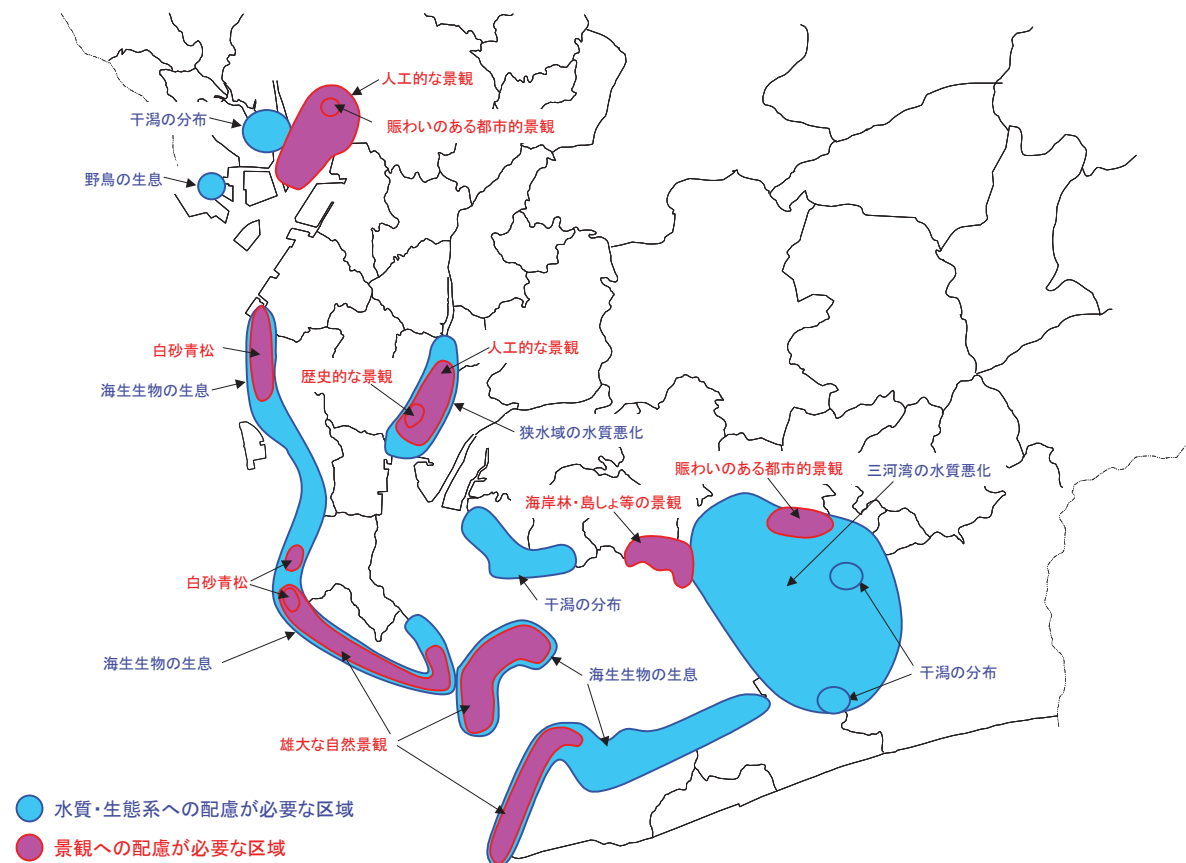
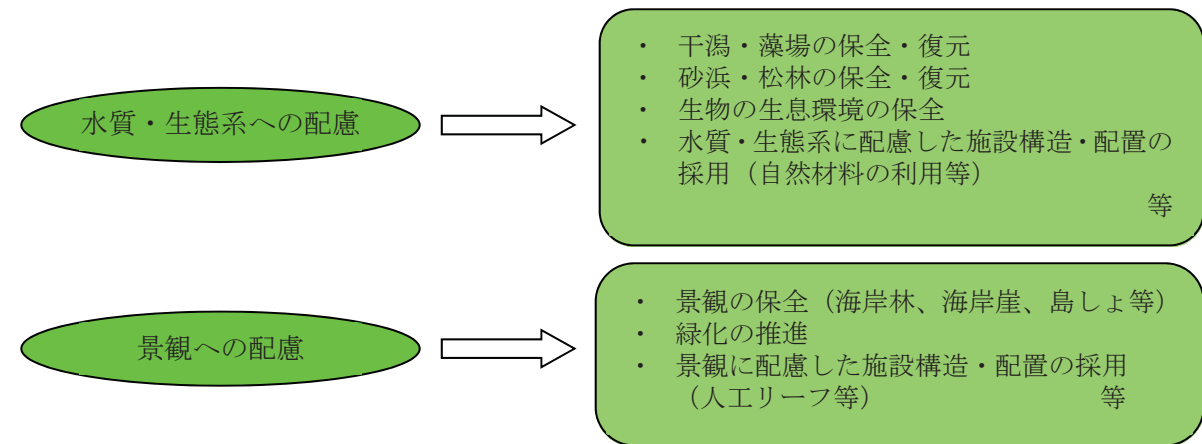
1-2 環境面について

第1章「3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項」において述べたように、海岸環境を整備・保全すべき地域は、様々な生物が生育・生息する豊かで多様な海辺の自然環境や、名勝や自然公園等の風光明媚な海岸景観等が残っている地域、または海岸環境が著しく悪化している地域である。

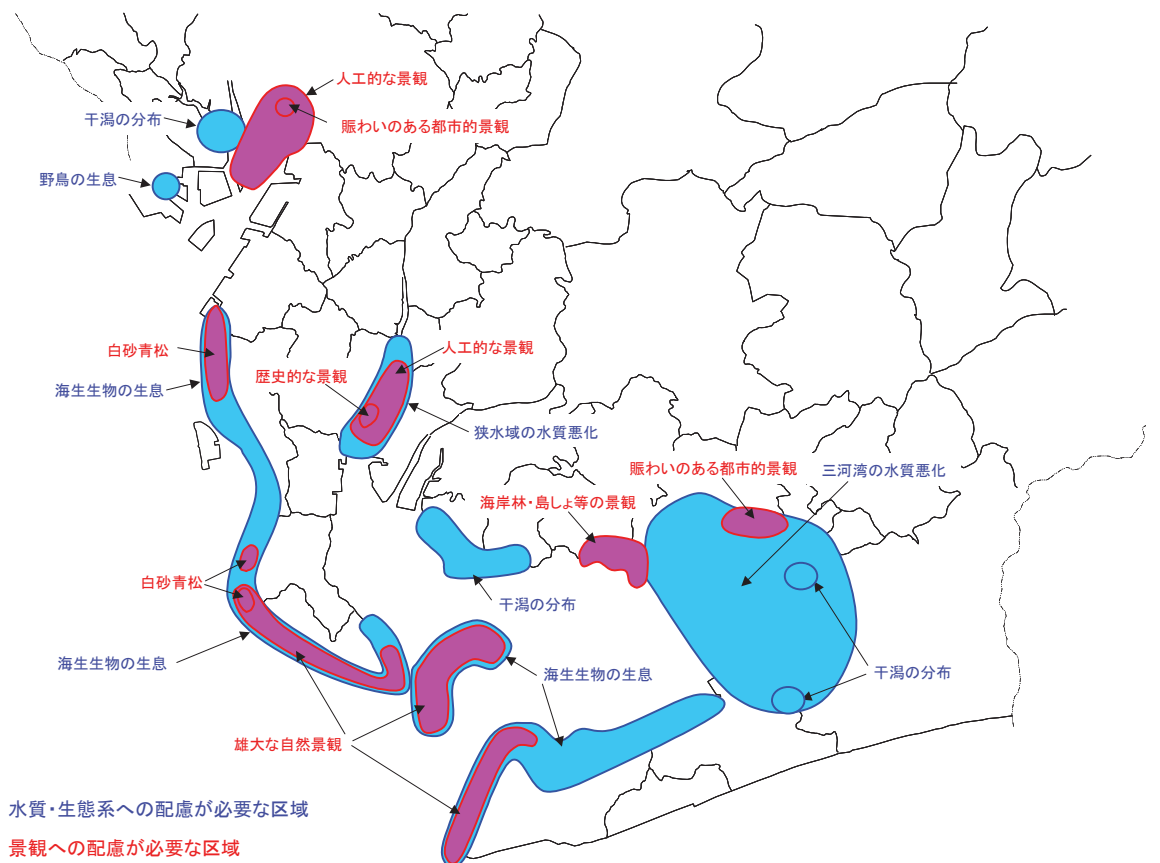
当沿岸には、知多半島や渥美半島に代表される三河湾国定公園などの雄大な自然景観と、港湾等の開発により人工的に創られた景観が混在している。

自然が残されている地域には、多種多様な生物が生息し、その自然環境の保全が求められている。一方、近年の水環境の悪化や海岸線の人工改変により、貴重な自然環境が減少しているところでは、砂浜や干潟の復元など新たな自然環境を創出する試みも求められている。

以上のことから、施設整備にあたって環境面からの配慮すべき事項は、「水質・生態系への配慮」、「景観への配慮」とする。



水質・生態系への配慮が必要な区域、景観への配慮が必要な区域



水質・生態系への配慮が必要な区域、景観への配慮が必要な区域

1-3 利用面について

第1章「3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項」において述べたように、海岸の適正な利用を図るべき地域は、海洋性レクリエーション、体験学習、憩い、健康増進の場、さらには地域文化の形成・継承の場等として利用すべき地域や港湾、漁業活動等の社会基盤として利用すべき地域である。

自然環境が残されている地域では、その自然の恵みを楽しむことができる漁業やマリレジャー等が盛んに行われているが、近年において海洋性レクリエーション需要が増大するなど、海岸利用者の多様化、量的増大により様々なサービス施設が求められている。

一方、港湾機能を中心とする多様な産業活動は人々の海への親近感を削いでいるため、水際線へのアクセシビリティを向上させ、賑わいのある都市的空間を創出することが求められている。

また、各地では古くから伝わる歴史的資産や行事などの地域特有の文化も存在している。

以上のことから、施設整備にあたって利用面からの配慮すべき事項は、港湾・漁業活動のほかに、一般的な利用として「親水性・利便性の向上による海岸利用の増進」、「地域文化の継承、自然学習や健康づくりの促進」とする。

1-3 利用面について

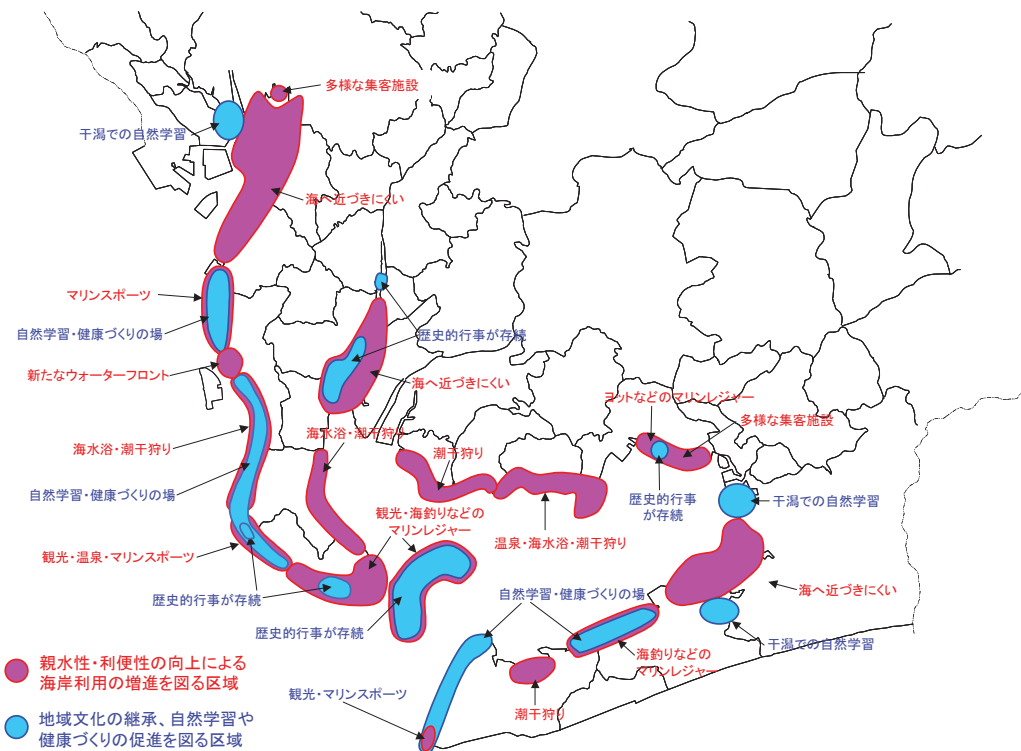
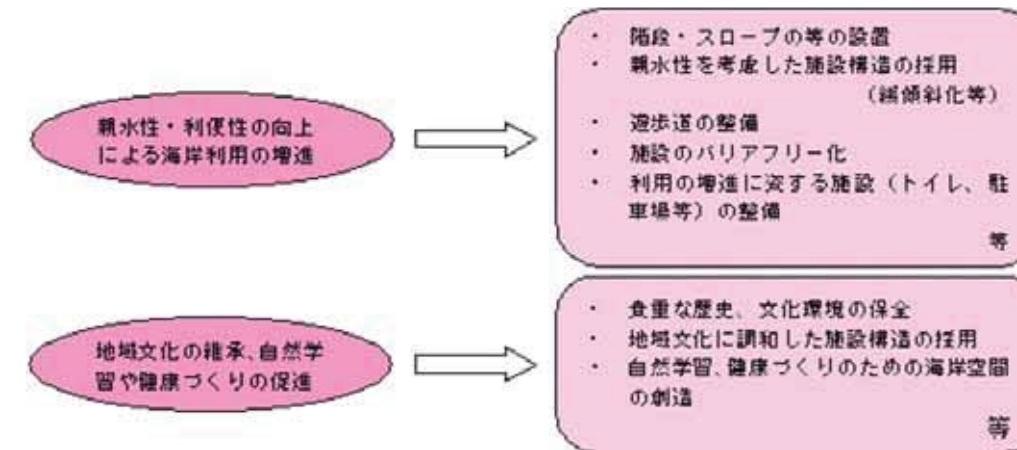
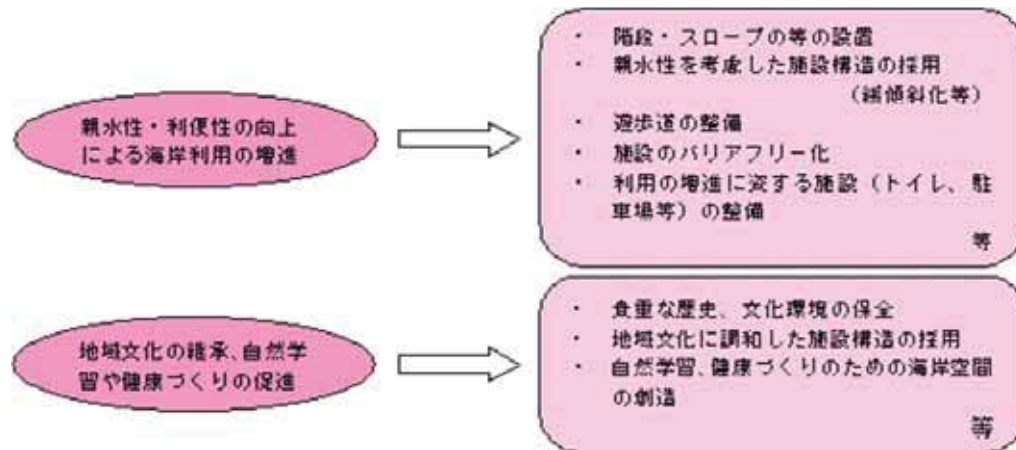
第1章「3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項」において述べたように、海岸の適正な利用を図るべき地域は、海洋性レクリエーション、体験学習、憩い、健康増進の場、さらには地域文化の形成・継承の場等として利用すべき地域や港湾、漁業活動等の社会基盤として利用すべき地域である。

自然環境が残されている地域では、その自然の恵みを楽しむことができる漁業やマリレジャー等が盛んに行われているが、近年において海洋性レクリエーション需要が増大するなど、海岸利用者の多様化、量的増大により様々なサービス施設が求められている。

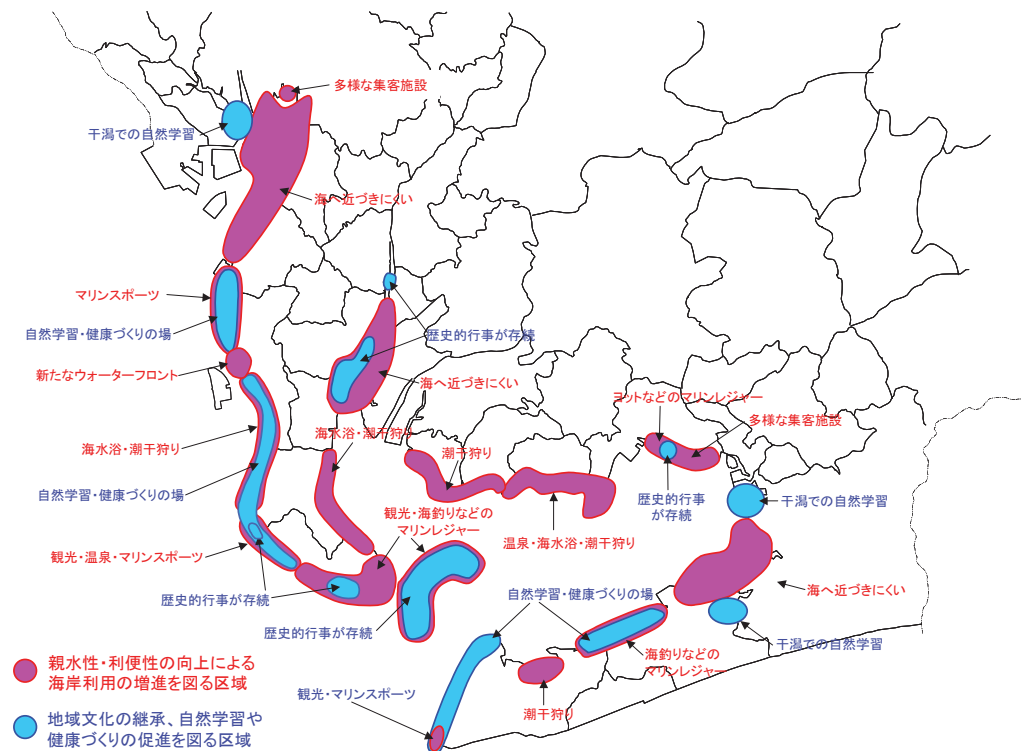
一方、港湾機能を中心とする多様な産業活動は人々の海への親近感を削いでいるため、水際線へのアクセシビリティを向上させ、賑わいのある都市的空間を創出することが求められている。

また、各地では古くから伝わる歴史的資産や行事などの地域特有の文化も存在している。

以上のことから、施設整備にあたって利用面からの配慮すべき事項は、港湾・漁業活動のほかに、一般的な利用として「親水性・利便性の向上による海岸利用の増進」、「地域文化の継承、自然学習や健康づくりの促進」とする。



親水性・利便性の向上による海岸利用の増進を図る区域
地域文化の継承、自然学習や健康づくりの促進を図る区域



親水性・利便性の向上による海岸利用の増進を図る区域
地域文化の継承、自然学習や健康づくりの促進を図る区域

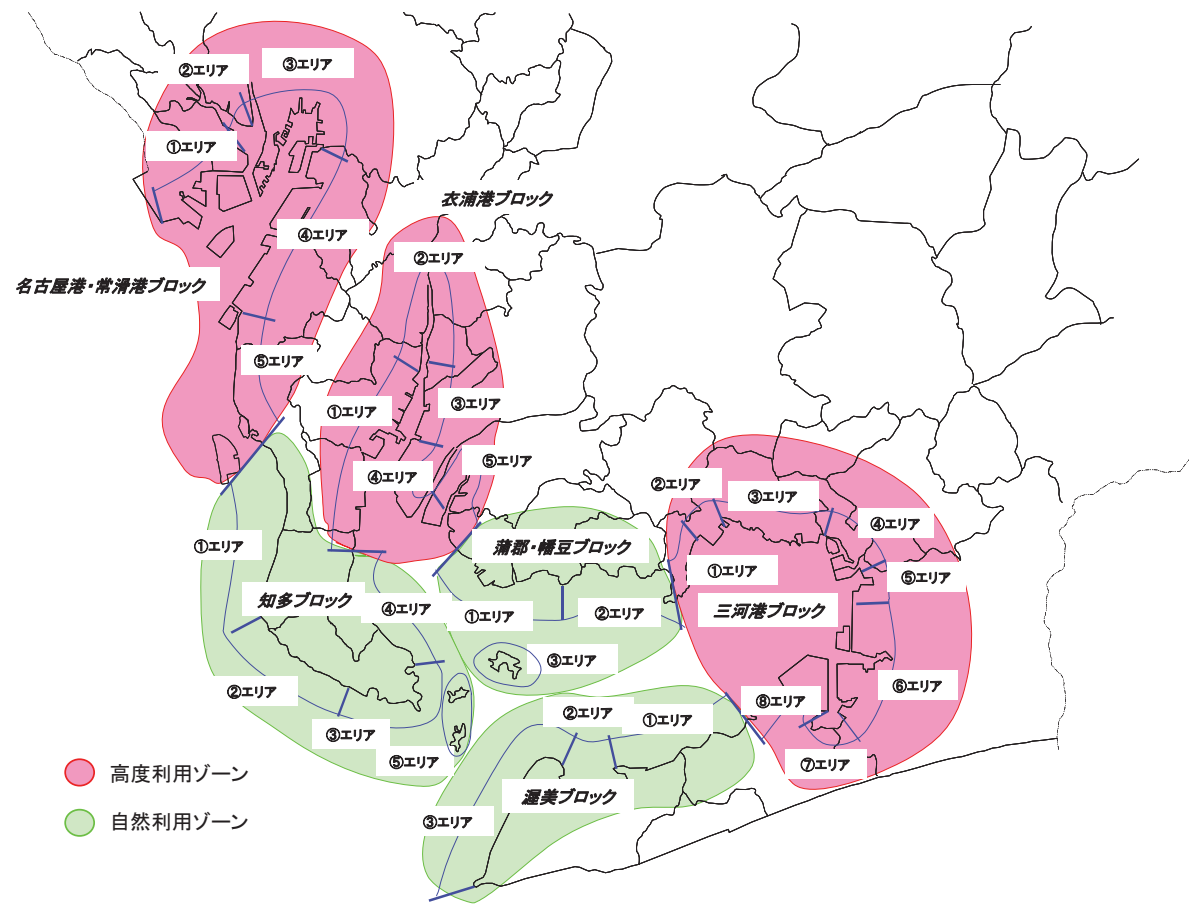
2. 地域の特性に応じた整備方針

整備方針は、第1章で示した各ブロックの基本方向を念頭におき、沿岸の各地域ごとの海岸において、海岸保全施設を整備していくにあたっての長期的な方針である。

前項での整備の考え方にに基づき、防護・環境・利用への対策が地域の特性に応じ、全体としてバランスよく調和される必要があるため、各ブロック内で所管や行政単位で区分されている細かな地区海岸をグループにまとめ、広域的・計画的な観点や周辺との関連が保たれるよう、グループごとに施設整備の方針を示すものとする。

2-1 エリアの設定

エリアの設定は、ブロックの海岸を海岸整備形状等の防護面の海岸状況、地形や水・砂の動き等の環境面の海岸状況、レクリエーションや港湾・漁業活動等の利用面の海岸状況を分析し、特性の類似した地区を連続してグループ化し、これをエリアとする。



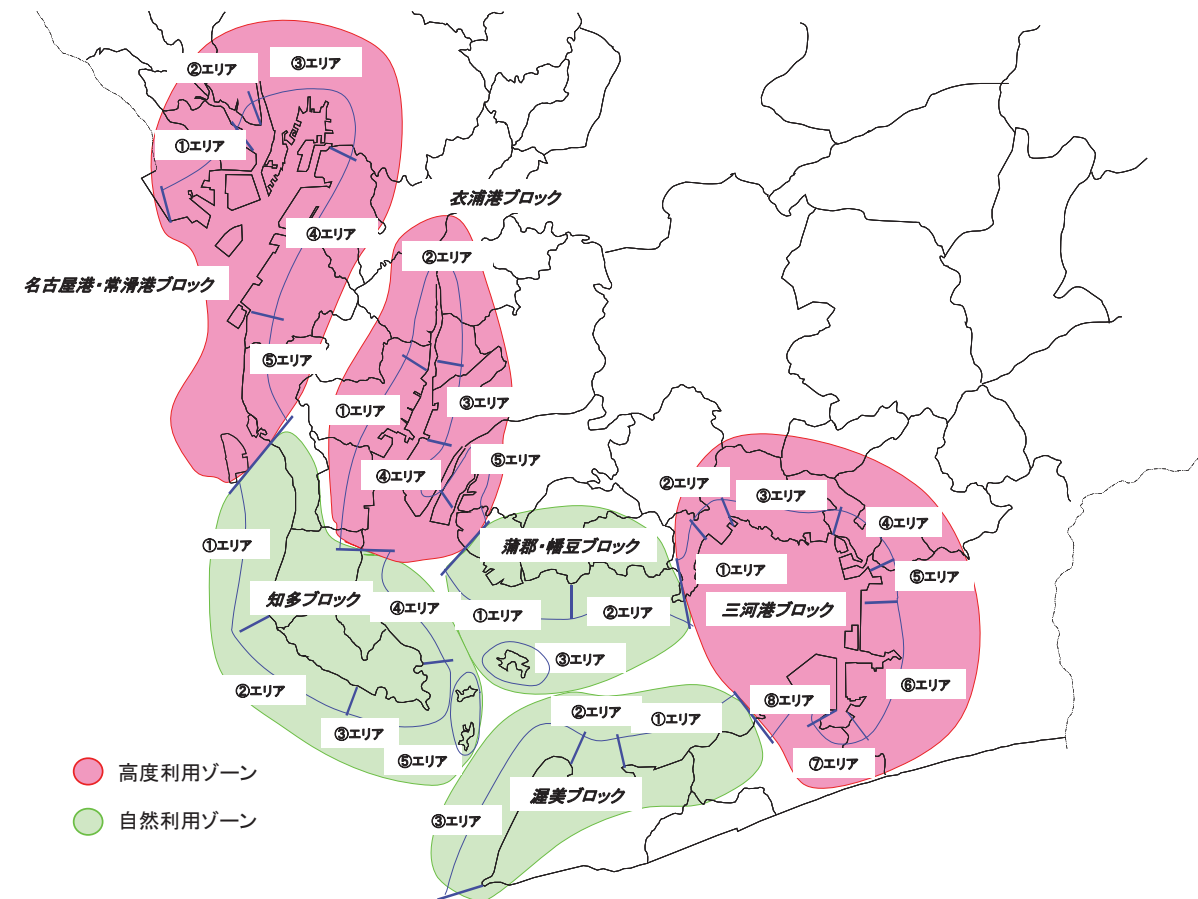
エリアの設定

2. 地域の特性に応じた整備方針

整備方針は、第1章で示した各ブロックの基本方向を念頭におき、沿岸の各地域の海岸において海岸保全施設を整備していくにあたり、防護・環境・利用への対策が地域の特性に応じ、全体としてバランスよく調和される必要があるため、各ブロック内で所管や行政単位で区分されている細かな地区海岸をグループにまとめ、広域的・計画的な観点や周辺との関連が保たれるよう定めるものである。

2-1 エリアの設定

エリアの設定は、ブロックの海岸を海岸整備形状等の防護面の海岸状況、地形や水・砂の動き等の環境面の海岸状況、レクリエーションや港湾・漁業活動等の利用面の海岸状況を分析し、特性の類似した地区を連続してグループ化し、これをエリアとする。



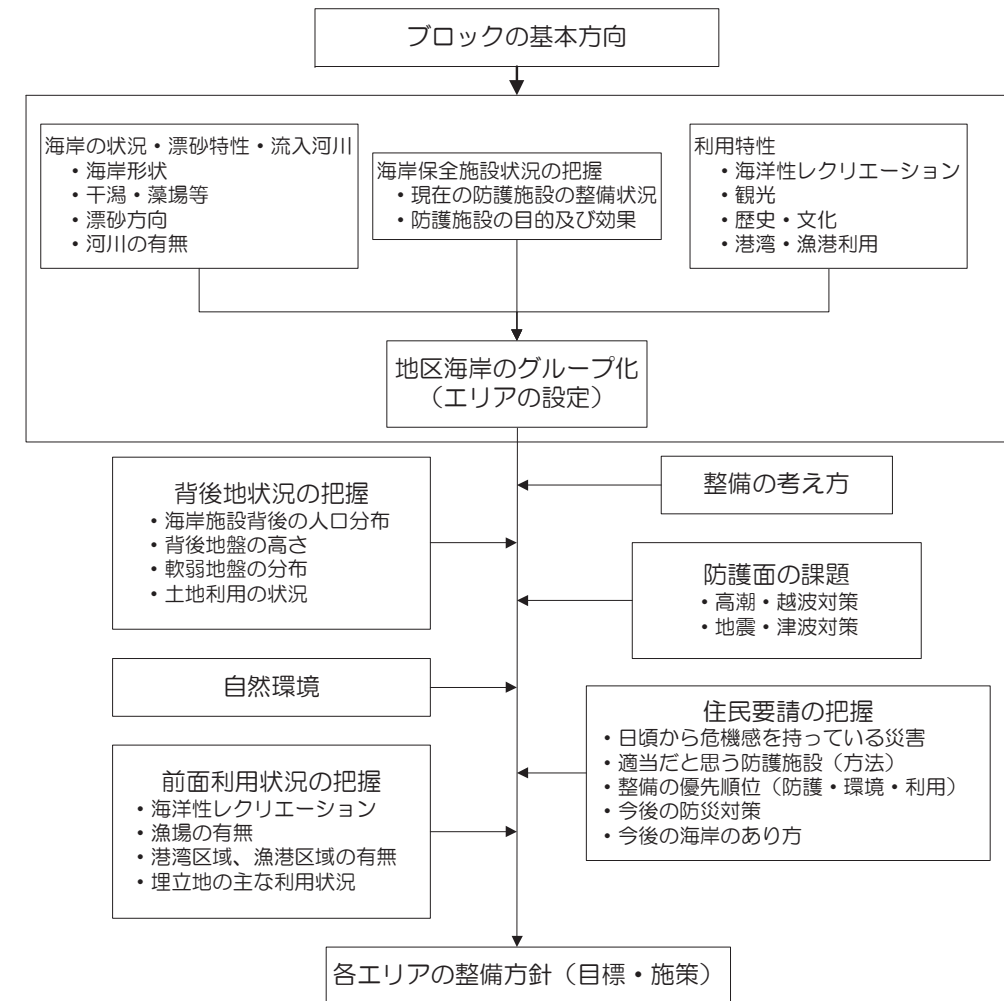
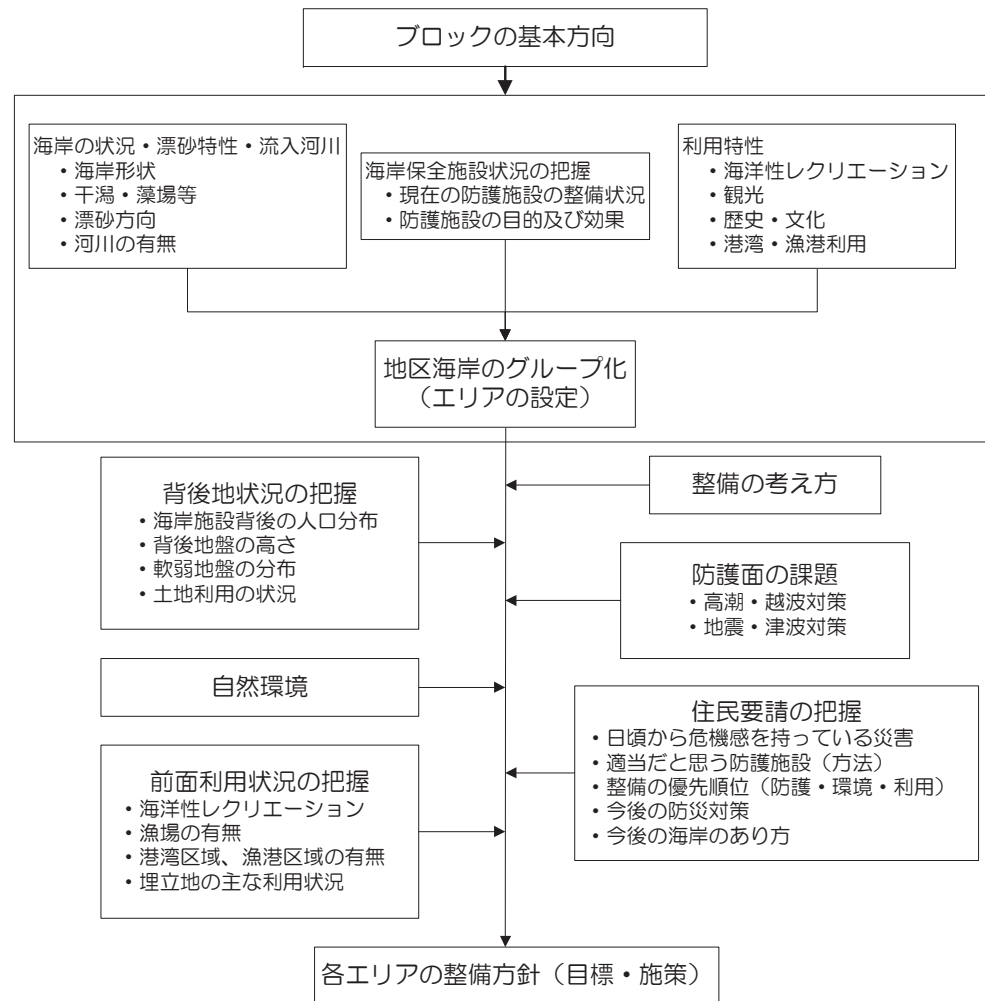
エリアの設定

2-2 整備方針

2-2 整備方針

地区海岸毎に現況分析を行い、下図フローの手順により、エリア毎で整備方針を設定する。

地区海岸毎に現況分析を行い、下図フローの手順により、エリア毎で整備方針を設定する。



3. 施設整備計画（中期）

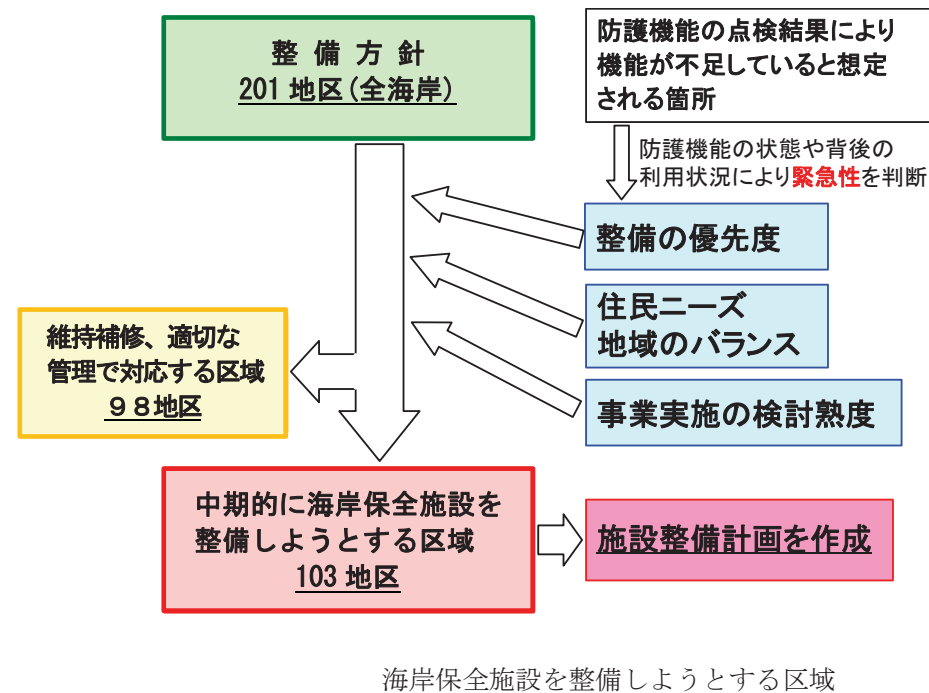
整備方針では、長期的に取り組んでいく施策について述べたが、施設整備計画は、中期的なものとし、継続箇所及び概ね平成15年3月より10年以内に着手又は着手検討する箇所について策定する。

但し、ここでは維持的な補修工事は除くものとする。

3-1 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域については、整備の優先度や地域のバランス、事業実施の検討熟度を考慮して設定する。整備の優先度は、施設整備の基本は防護と考え、海岸施設の防護機能の状態や背後の利用状況等により緊急性を判断して決定する。

但し、実際の整備箇所は詳細な調査により決定するので、整備のための詳細検討の必要な箇所を「整備対象区間」として示す。



海岸保全施設を整備しようとする区域

3-2 海岸保全施設の種類・規模及び配置

海岸保全施設の種類・規模及び配置については、海岸保全施設を整備しようとする区域において、防護・環境・利用の整備の目標を踏まえて適切に設定するが、現時点では概略的なイメージとして示し、実施にあたっては、詳細な調査・検討を行い、その地域の特性を生かした海岸保全施設の種類・規模及び配置を決定する必要がある。

3-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設による受益の地域については、高潮対策の整備目標である「台風期平均満潮時に伊勢湾台風が再来したと仮定した場合の想定高潮」に対する防護区域とする。

また、その状況として防護面積、防護人口、土地利用状況等を示す。

3. 施設整備計画（中期）

施設整備計画は、中期的なものとし、継続箇所及び概ね27年度より10年以内に着手又は着手検討する箇所について策定する。

但し、ここでは維持的な補修工事は除くものとする。

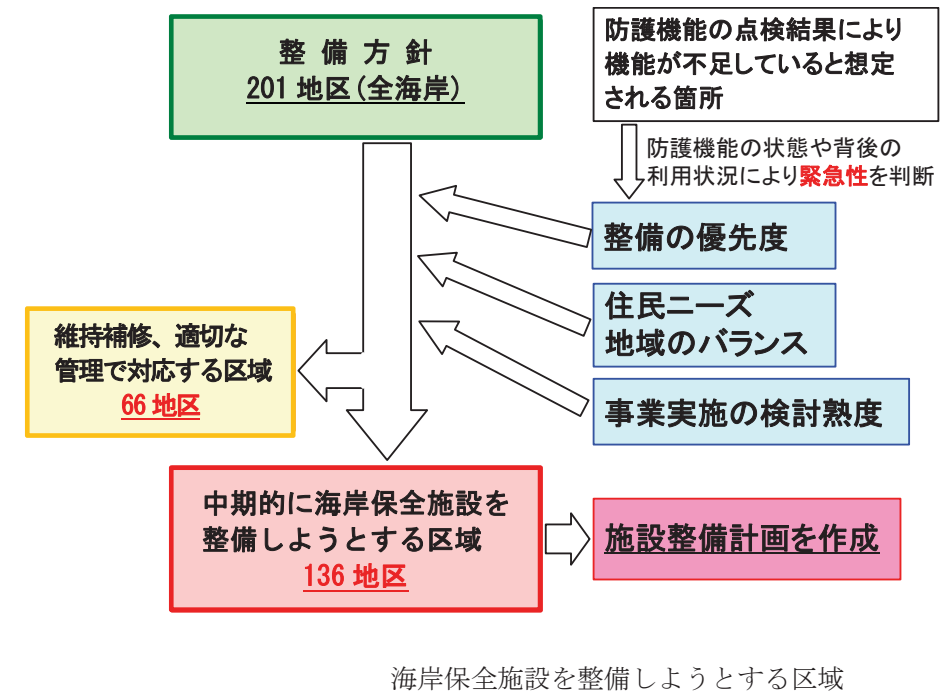
3-1 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域については、整備の優先度や地域のバランス、事業実施の検討熟度を考慮して設定する。整備の優先度は、施設整備の基本は防護と考え、海岸施設の防護機能の状態や背後の利用状況等により緊急性を判断して決定する。

なお、愛知県においては、優先して整備する地震・津波対策として「第3次あいち地震対策アクションプラン」（平成26年12月公表）において位置付けた「浸水・津波から命を守る」対策をターゲットとして、背後地において甚大な被害が予測される区間の堤防、老朽化が進行、若しくは津波到達時間が短いと予測される水門等について必要な海岸保全施設の整備を行うこととする。

また、高潮対策については、浸水被害が発生した区間や施設整備目標に対し防護機能が不足する区間、及び老朽化が進行している海岸保全施設に対し必要な対策を実施していく。

但し、実際の整備箇所は詳細な調査により決定するので、整備のための詳細検討の必要な箇所を「整備対象区間」として示す。



海岸保全施設を整備しようとする区域

3-2 海岸保全施設の種類・規模及び配置

海岸保全施設の種類・規模及び配置については、海岸保全施設を整備しようとする区域において、防護・環境・利用の整備の目標を踏まえて適切に設定するが、現時点では概略的なイメージとして示し、実施にあたっては、詳細な調査・検討を行い、その地域の特性を生かした海岸保全施設の種類・規模及び配置を決定する必要がある。

3-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設による受益の地域については、高潮対策の整備目標である「台風期平均満潮時に伊勢湾台風が再来したと仮定した場合の想定高潮」に対する防護区域とする。

3-4 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設については、良好な状態に保つよう維持・修繕し、海岸の防護に支障を及ぼさないよう努める。
 具体的には、海岸保全施設の点検を効率的・効果的に実施するための情報整理を行い、防護機能に影響を及ぼす変状や施設の損傷・劣化をとらえるため、巡視（パトロール）や定期点検を行う。

点検にあたっては、地形等により劣化や被災による変状が起こりやすい箇所に留意するとともに、特に、地震、津波、高潮等の発生後においては、異常時点検を行うものとする。

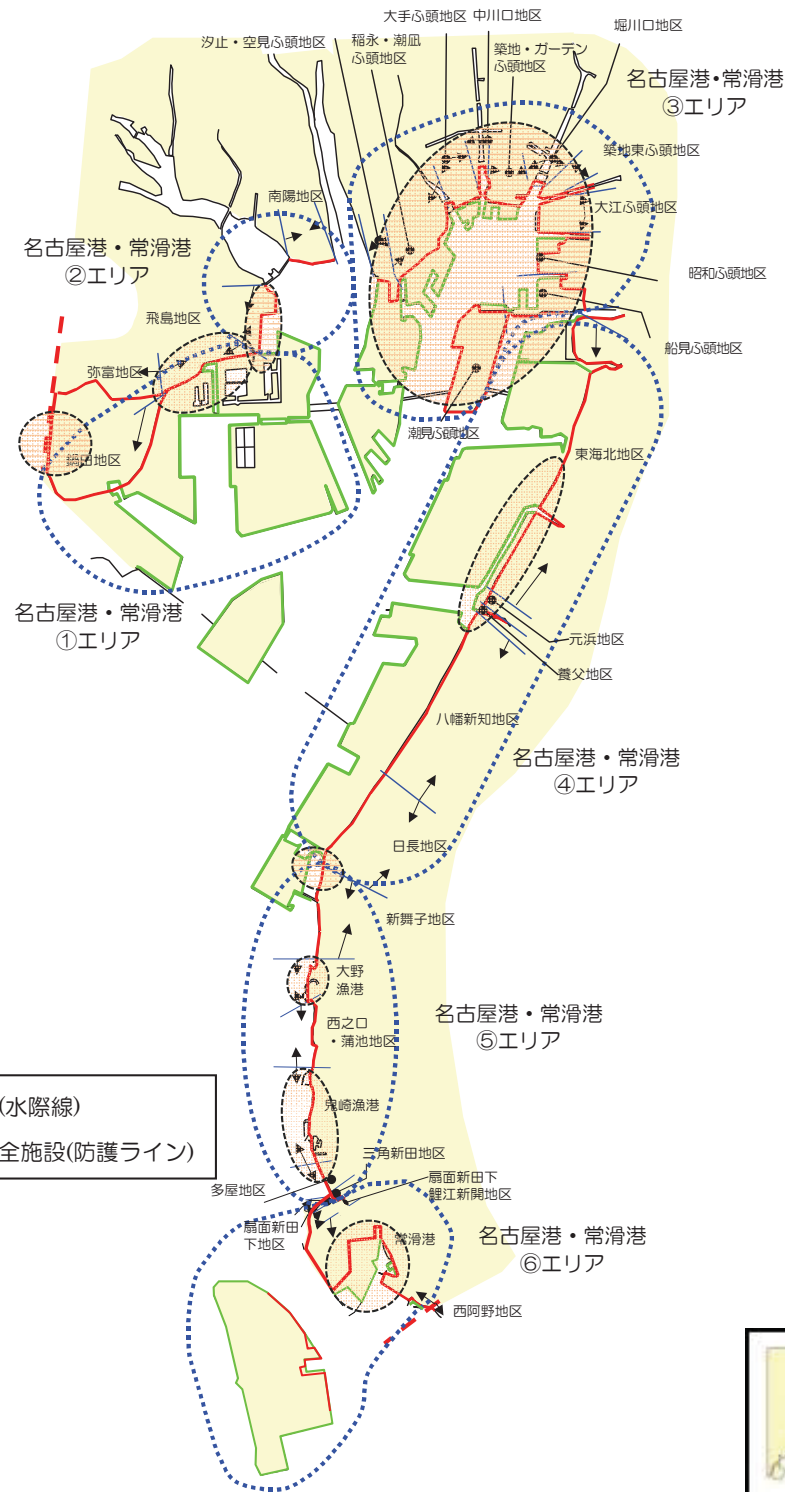
さらに、点検結果を踏まえ、海岸保全施設の防護機能の低下を把握するための健全度評価を実施し、施設の位置、背後地や利用者の安全等を勘案した、適切な点検・修繕等の維持管理に関する方針を検討する。

修繕等予防保全が必要と評価された海岸においては、点検、修繕等に関する計画を含む長寿命化計画を策定し、海岸保全施設の維持・修繕を計画的に実施する。

高度利用ゾーン

[名古屋港・常滑港ブロック]

対比表ではなく、今回の計画変更での対象地域に関する整理を記載した。



■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区海岸名		行政区分	整備方針(施設整備における留意事項)			施設整備計画		受益面積(約 ha)	背後状況
	海岸名	地区名		防護	環境	利用	施設整備の種類及び規模	代表堤防高(T.P.m)		
名古屋港・常滑港 ①、②	海部	鍋田	弥富市 飛鳥村	施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ	生物の生息環境の保全	港湾施設との連携	堤防 2,800m	5.8	14,000	住宅地 農地
	名古屋港	飛鳥					水門等 1基	6.2		
名古屋港・常滑港 ③	名古屋港	汐止・空見ふ頭	名古屋市	施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 水門等の自動化等	景観に配慮した施設構造の採用	海岸施設の親水性向上 海辺の観光資源やレクリエーションとの連携 港湾施設との連携	胸壁、護岸 15,400m	4.6	10,000	住宅地 工場 商用地
		稲永・潮風ふ頭					4.6			
		大手ふ頭					4.6			
		築地・ガーデンふ頭					4.6			
		堀川口地区					4.6			
		築地東ふ頭					4.6			
		大江ふ頭					4.6			
		昭和ふ頭					4.6			
		船見ふ頭					4.6			
潮見ふ頭	4.6~5.1									
名古屋港・常滑港 ④	東海	元浜	東海市	施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 水門等の自動化等		港湾施設との連携	堤防、胸壁等 800m	5.5	1,600	住宅地 農地
		東海北	知多市				水門等 2基	5.5		
	知多	日長					4.5			
名古屋港・常滑港 ⑤	大野漁港	大野	常滑市	施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策	砂浜・松林の保全・復元 生物の生息環境の保全・復元	海岸施設の親水性向上 漁港施設との連携	堤防、護岸等 3,600m	3.8~5.5	640	住宅地
		鬼崎	常滑市				水門等 3基	3.5~5.5		
名古屋港・常滑港 ⑥	常滑港	常滑	常滑市	施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 水門等の自動化等		港湾施設との連携 空港施設との連携	胸壁 2,500m 水門等 3基	4.3~6.3	520	住宅地

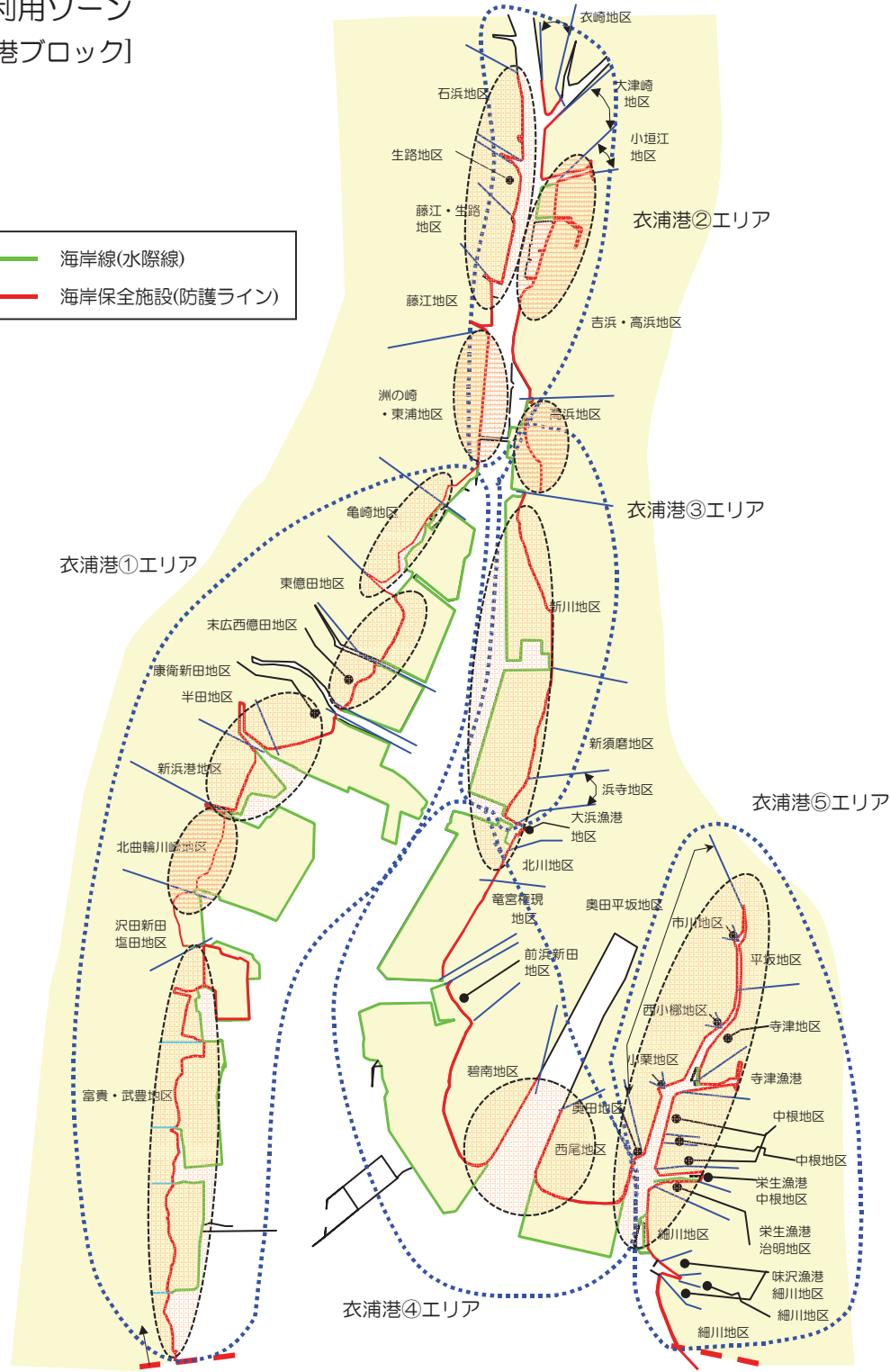
※代表天端高は、伊勢湾復興協議会設定値を示す。

海岸保全施設の整備対象区域



高度利用ゾーン
[衣浦港ブロック]

— 海岸線(水際線)
— 海岸保全施設(防護ライン)



対比表ではなく、今回の計画変更での対象地域に関する整理を記載した。

■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区海岸名		行政区分	整備方針(施設整備における留意事項)			施設整備計画		受益面積(約 ha)	背後状況
	海岸名	地区名		防護	環境	利用	施設整備の種類及び規模	代表堤防高(T.P.m)		
衣浦港①	衣浦港	富貴・武豊	半田市 美浜町 武豊町	・施設の耐震性確保・液状化対策 ・施設の老朽化対策 ・水門等の自動化等	・砂浜の保全 ・狭水域の環境対策 ・景観の保全	・地域文化に調和した施設構造の採用 ・海岸施設の親水性向上 ・港湾施設との連携	堤防 14,800m 水門等 14基	3.4~4.9	910	住宅地 工場
		半田						4.3~5.5		
		亀崎						3.8~5.0		
		東徳田						4.4		
		武富						5.3		
衣浦港②	東浦	石浜	東浦町	・施設の耐震性確保・液状化対策 ・施設の老朽化対策	・狭水域の環境対策	・親水性を考慮した施設構造の採用	堤防 9,800m 水門等 5基	4.0	1,800	住宅地 工場 農地
		生路						4.0		
		藤江						4.0		
		衣浦港						4.0		
		刈谷						4.0		
衣浦港③	衣浦港	小垣江	刈谷市 高浜市 東浦町	・施設の耐震性確保・液状化対策 ・施設の老朽化対策 ・水門等の自動化等	・狭水域の環境対策	・港湾施設との連携	堤防 3,700m 水門等 12基	3.7~4.0	390	住宅地 農地
		吉浜高浜						4.0~4.5		
		洲の崎・東浦						4.6		
		高浜						4.0		
		衣浦港						4.6		
衣浦港④	衣浦港	高浜	碧南市 西尾市	・施設の耐震性確保・液状化対策		・港湾施設との連携	堤防 3,400m	4.0	1,400	住宅地 農地
		西尾						4.2		
衣浦港⑤	衣浦港	奥田	西尾市	・施設の耐震性確保・液状化対策 ・施設の老朽化対策 ・水門等の自動化等	・狭水域の環境対策	・港湾施設との連携	堤防 8,700m 水門等 20基	4.0	4,700	住宅地 農地
		小栗						3.9		
		西小柳						3.9		
		市川						4.2		
		中根						3.9		
		平坂						4.0		
		西尾						4.0~4.5		
		寺津漁港						3.0~4.5		
		西尾						4.5~5.3		
		栄生漁港						3.8~5.8		
		一色						5.8		
		味沢漁港						5.8		

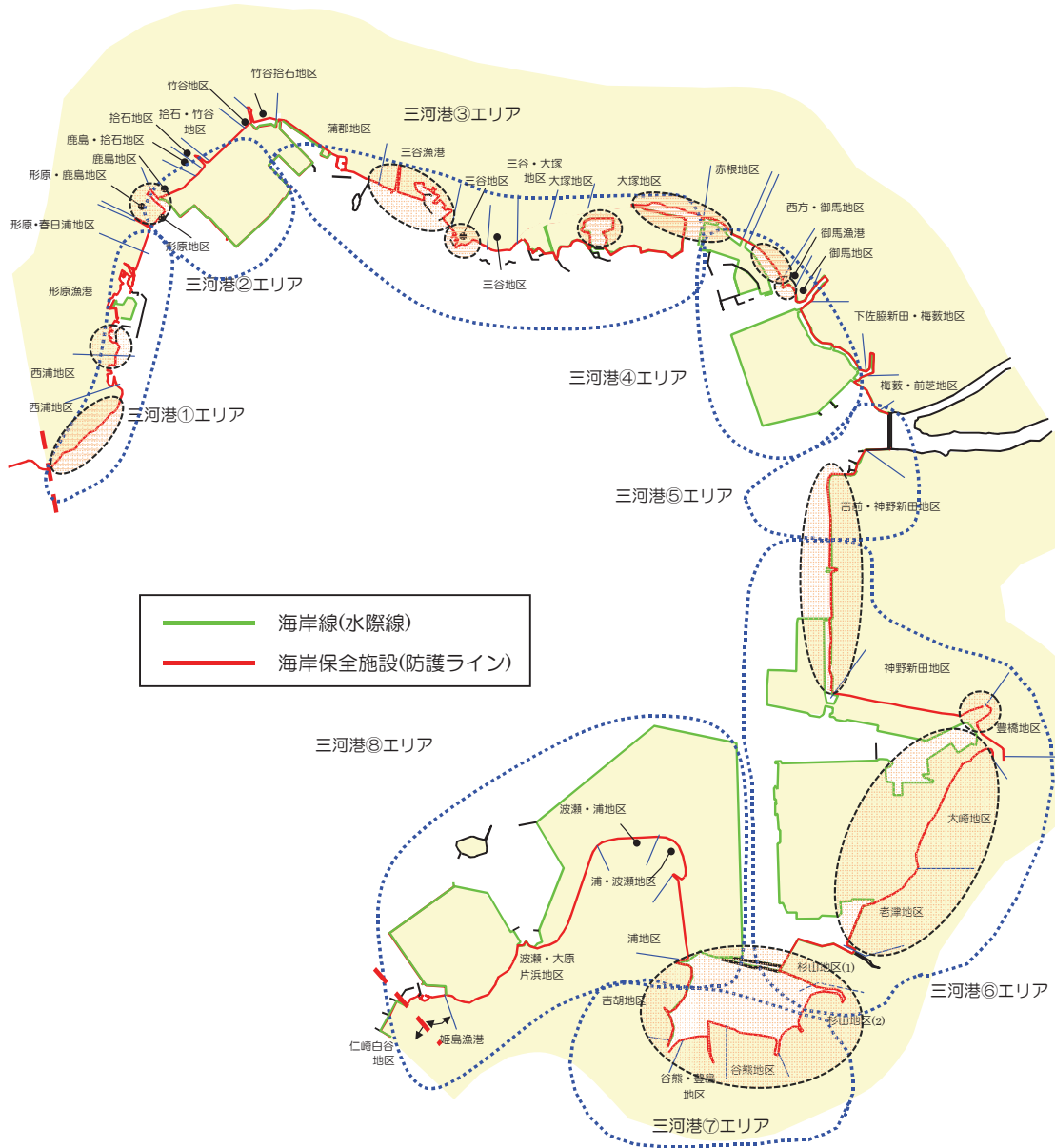
※代表天端高は、伊勢湾復興協議会設定値を示す。



○ 海岸保全施設の整備対象区域

整備方針及び施設整備計画

高度利用ゾーン
[三河港ブロック]



対比表ではなく、今回の計画変更での対象地域に関する整理を記載した。

■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区海岸名		行政区分	整備方針(施設整備における留意事項)			施設整備計画		受益面積(約 ha)	背後状況
	海岸名	地区名		防護	環境	利用	施設整備の種類及び規模	代表堤防高(T.P.m)		
三河港①	形原漁港	形原	蒲郡市	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 水門等の自動化等 	<ul style="list-style-type: none"> 干潟の保全・復元 生物の生息環境の保全・復元 景観の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 漁港施設との連携 漁場への配慮 	堤防 2,600m	3.8~4.6	170	住宅地
	三河港	西浦						3.0		
三河港②	蒲郡	鹿島	蒲郡市	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 水門等の自動化等 	<ul style="list-style-type: none"> 狭水域の環境対策 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設との連携 	堤防 1,300m 水門等 1基	4.6	160	住宅地 商業地
	蒲郡	形原・鹿島						3.0		
三河港③	三谷漁港	三谷	蒲郡市	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 水門等の自動化等 	<ul style="list-style-type: none"> 干潟・藻場の保全・復元 砂浜の保全 生物の生息環境の保全・復元 景観の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な歴史、文化環境の保全 漁港施設との連携 漁場への配慮 海辺の観光資源やレクリエーションとの連携 	堤防 4,000m 護岸 400m 水門等 11基	3.7~4.6	220	住宅地 商業地
	三河港	三谷						4.6		
	蒲郡	大塚						4.5		
	蒲郡	大塚						4.5		
三河港④	蒲郡	大塚	豊川市 蒲郡市	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 水門等の自動化等 	<ul style="list-style-type: none"> 生物の生息環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設との連携 	堤防 600m	4.5	1,100	住宅地
	御津	赤根						5.8		
	御津	西方・御馬						5.8		
三河港⑤⑥	豊橋	吉前・神野新田	豊橋市	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 水門等の自動化等 	<ul style="list-style-type: none"> 干潟・藻場の保全 生物の生息環境の保全 狭水域の環境対策 景観の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設との連携 	堤防 1,000m 水門等 3基	5.5~6.5	1,900	住宅地 農地
	三河港	豊橋						4.4~6.0		
三河港⑥	三河港	豊橋	豊橋市	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 狭水域の環境対策 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設との連携 	堤防 1,600m	4.4~6.0	1,900	住宅地
		大崎						2.8~5.7		
		老津						3.0~3.5		
三河港⑥⑦	豊橋 田原	杉山	豊橋市 田原市	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 水門等の自動化等 	<ul style="list-style-type: none"> 狭水域の環境対策 干潟の保全 生物の生息環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設との連携 	堤防 10,300m 水門等 4基	4.5	3,300	住宅地 農地
		谷熊						4.5		
		谷熊・豊島						4.5		
		吉胡						3.0~3.5		

※代表天端高は、伊勢湾復興協議会設定値を示す。



海岸保全施設の整備対象区域

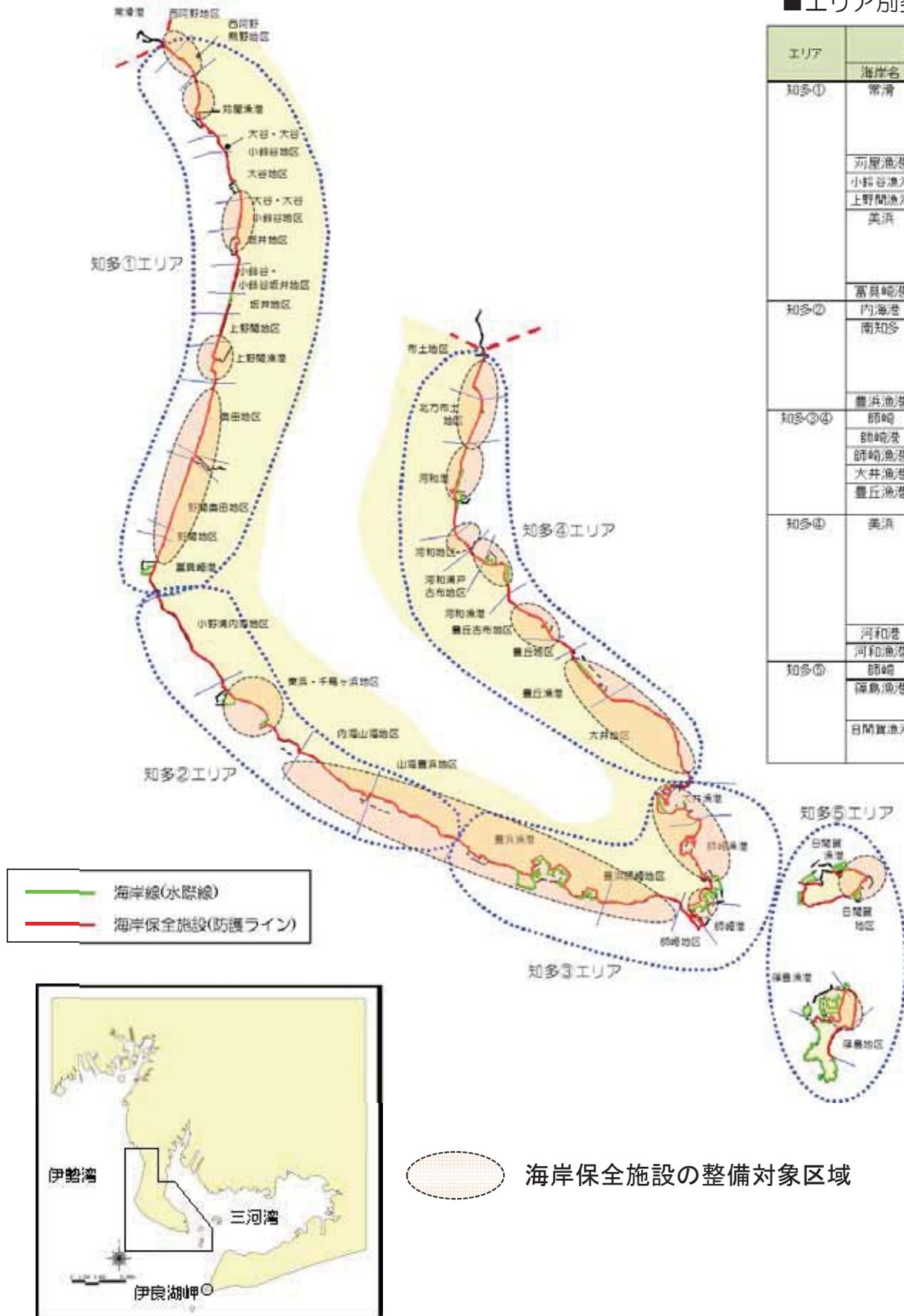
自然利用ゾーン
[知多ブロック]

対比表ではなく、今回の計画変更での対象地域に関する整理を記載した。

■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区海岸名		行政区分	整備方針(施設整備における留意事項)			施設整備計画		受益面積(約 ha)	背後状況	
	海岸名	地区名		防護	環境	利用	施設整備の種類及び規模	代表堤防高(T.P.m)			
知多①	常滑	坂井	常滑市	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 水門等の自動化等 	<ul style="list-style-type: none"> 干潟・藻場の保全・復元 砂浜・松林の保全・復元 	<ul style="list-style-type: none"> 親水性を考慮した施設構造の採用 漁港施設との連携 漁場への配慮 	堤防 9,900m 水門等 9基	4.1~5.2	350	住宅地	
		西阿野・熊野						4.2			
		西阿野						4.2			
		多屋	4.5								
		河屋漁港	苅屋					常滑市			5.8
		小鈴谷漁港	大谷・小鈴谷					常滑市			
		上野間漁港	上野間					美浜町			4.5
		美浜	野間					美浜町			4.5
			野間・奥田								4.5
			奥田								4.5
	小野浦	4.5									
	富具崎港	富具崎	4.3								
知多②	内海港	豊浜・千鳥ヶ浜	南知多町	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 水門等の自動化等 漁港における多重防御の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 砂浜・松林の保全・復元 景観の保全 景観に配慮した施設構造・配置の採用 	<ul style="list-style-type: none"> 親水性を考慮した施設構造の採用 漁港施設との連携 漁場への配慮 	堤防 11,200m 護岸 2,300m 水門等 5基	5.0	140	住宅地	
		内海・山海	南知多町					4.5			
		師崎	師崎					4.5			
		山海豊浜	豊浜師崎					4.5			
		豊浜漁港	豊浜					4.5			
								3.5~5.9			
知多③④	師崎	大井	南知多町	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 水門等の自動化等 漁港における多重防御の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 生物の生息環境の保全 景観の保全 景観に配慮した施設構造・配置の採用 	<ul style="list-style-type: none"> 親水性を考慮した施設構造の採用 漁港施設との連携 漁場への配慮 	堤防 3,500m 護岸 3,300m 水門等 9基	4.5	320	住宅地	
		師崎漁港									3.9~4.0
		師崎漁港									3.1~5.1
		大井漁港						大井			3.5
		豊丘漁港						豊丘			4.5
											4.5
知多⑤	美浜	布土	美浜町	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 水門等の自動化等 漁港における多重防御の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 干潟・藻場の保全・復元 	<ul style="list-style-type: none"> 親水性を考慮した施設構造の採用 漁港施設との連携 漁場への配慮 	堤防 5,000m 水門等 8基	4.5	220	住宅地	
		北方・布土						4.5			
		河和						4.5			
		河和・浦戸・古布						4.5			
		豊丘・古布						4.5			
		豊丘						4.5			
		河和港						北方河和			3.9~5.5
		河和漁港						河和・浦戸・古布			4.2~4.5
知多⑥	師崎	篠島	南知多町	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 水門等の自動化等 漁港における多重防御の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 生物の生息環境の保全・復元 砂浜・松林の保全・復元 景観の保全 景観に配慮した施設構造・配置の採用 自然公園との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 親水性を考慮した施設構造の採用 漁港施設との連携 漁場への配慮 	堤防 1,600m 胸壁 500m 水門等 消波工	6.0	篠島 25 日間賀島 20	住宅地	
		篠島漁港						篠島			(1.9~5.5) ※現況天端高
		日間賀漁港	日間賀					南知多町			(1.7~5.6) ※現況天端高

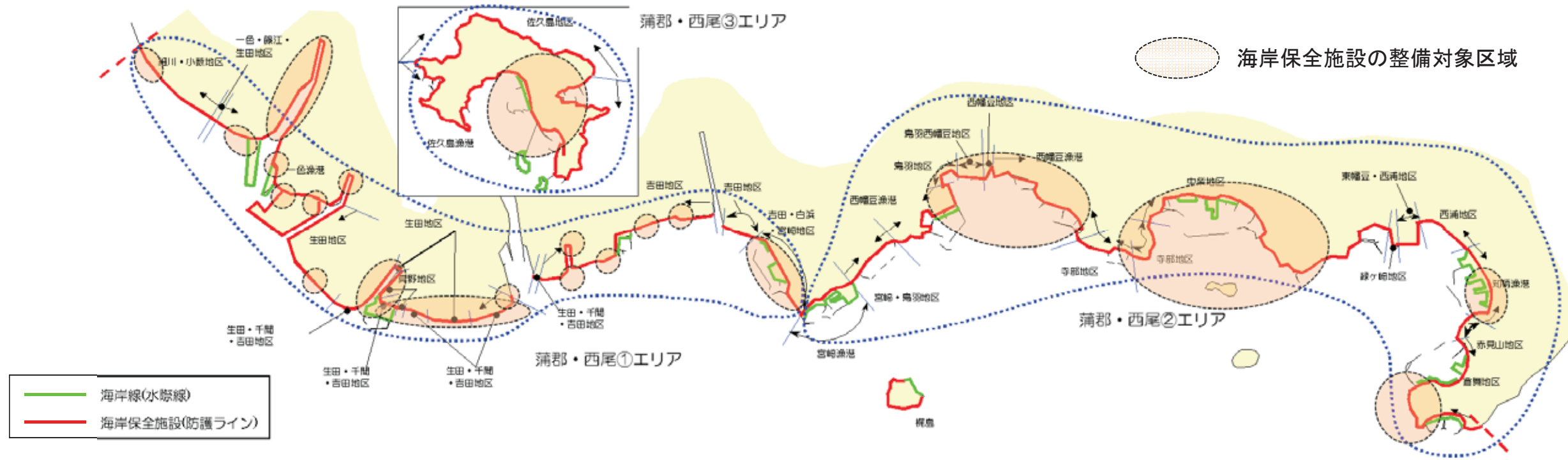
※代表天端高は、伊勢湾復興協議会設定値を示す。設定値がない海岸は、現況堤防天端高を記載



自然利用ゾーン

[蒲郡・西尾ブロック]

対比表ではなく、今回の計画変更での対象地域に関する整理を記載した。



■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

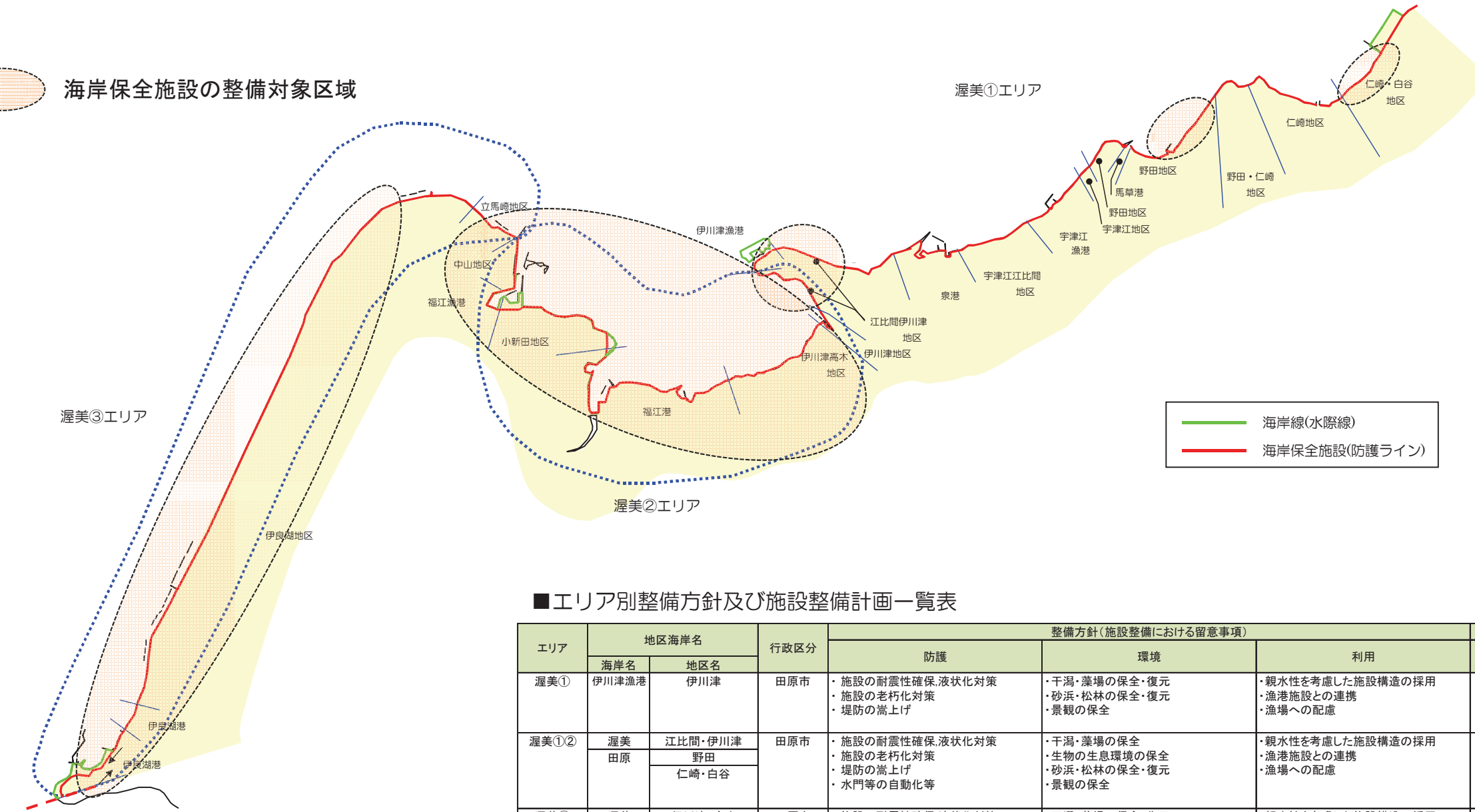
エリア	地区海岸名		行政区分	整備方針(施設整備における留意事項)			施設整備計画		受益面積(約 ha)	背後状況
	海岸名	地区名		防護	環境	利用	施設整備の種類及び規模	代表堤防高(T.P.m)		
蒲郡・西尾①	一色	細川・小敷	西尾市	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 水門等の自動化等 	干潟・藻場の保全・復元	<ul style="list-style-type: none"> 漁港施設との連携 漁場への配慮 	堤防 26,100m 水門等 13基	5.8	5,200	住宅地 農地
		一色・藤江・生田						5.8		
	一色漁港	一色・藤江・生田						4.0~5.8		
		一色						生田		
	吉良	生田・千間・吉田						5.8		
		生田・千間・吉田						5.8		
	一色漁港	一色・藤江・生田						5.8		
		衣崎漁港						生田		
	一色	生田・千間・吉田						5.8		
		生田						5.8		
蒲郡・西尾②	西幡豆漁港	鳥羽	西尾市	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 水門等の自動化等 	干潟・藻場の保全・復元 砂浜・松林の保全	<ul style="list-style-type: none"> 海辺の観光資源やレクリエーションとの連携 漁港施設との連携 漁場への配慮 	堤防 13,000m 水門等 9基	5.0	420	住宅地
		寺部西幡豆						5.0		
	幡豆	鳥羽						5.0		
		鳥羽・西幡豆						5.0		
	東幡豆港	西幡豆						5.0		
		寺部						4.1		
	知柄漁港	中柴						3.5~4.8		
		西浦						3.3		
	倉舞港	緑ヶ崎						3.8~5.0		
		倉舞						3.7		
蒲郡・西尾③	佐久島漁港	佐久島	西尾市	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震性確保・液状化対策 施設の老朽化対策 堤防の嵩上げ 水門等の自動化等 	砂浜・松林の保全 景観の保全 自然公園との連携	<ul style="list-style-type: none"> 海辺の観光資源やレクリエーションとの連携 漁港施設との連携 漁場への配慮 	堤防 1,700m 水門等5基	(2.0~5.3) ※現況天端高	50	住宅地

※代表天端高は、伊勢湾復興協議会設定値を示す。設定値がない海岸は、現況堤防天端高を記載

自然利用ゾーン
[渥美ブロック]

対比表ではなく、今回の計画変更での対象地域に関する整理を記載した。

海岸保全施設の整備対象区域



■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区海岸名		行政区分	整備方針(施設整備における留意事項)			施設整備計画		受益面積(約 ha)	背後状況
	海岸名	地区名		防護	環境	利用	施設整備の種類及び規模	代表堤防高(T.P.m)		
渥美①	伊川津漁港	伊川津	田原市	・施設の耐震性確保・液状化対策 ・施設の老朽化対策 ・堤防の嵩上げ	・干潟・藻場の保全・復元 ・砂浜・松林の保全・復元 ・景観の保全	・親水性を考慮した施設構造の採用 ・漁港施設との連携 ・漁場への配慮	堤防 600m		270	住宅地
渥美①②	渥美 田原	江比間・伊川津	田原市	・施設の耐震性確保・液状化対策 ・施設の老朽化対策 ・堤防の嵩上げ ・水門等の自動化等	・干潟・藻場の保全 ・生物の生息環境の保全 ・砂浜・松林の保全・復元 ・景観の保全	・親水性を考慮した施設構造の採用 ・漁港施設との連携 ・漁場への配慮	堤防 1,300m 水門等 4基	3.5	980	住宅地
		野田						3.5		
		仁崎・白谷						3.5		
渥美②	渥美 福江港 福江漁港 福江港	伊川津・高木	田原市	・施設の耐震性確保・液状化対策 ・施設の老朽化対策 ・堤防の嵩上げ ・水門等の自動化等	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物の生息環境の保全	・親水性を考慮した施設構造の採用 ・漁港施設との連携 ・漁場への配慮	堤防 10,600m 水門等	3.5~4.0	710	住宅地
		福江						4.6		
		中山・小新田						3.5~5.0		
		中山・小新田								
渥美③	渥美 伊良湖港	伊良湖	田原市	・施設の耐震性確保・液状化対策 ・施設の老朽化対策 ・堤防の嵩上げ	・砂浜・松林の保全・復元 ・生物の生息環境の保全・復元 ・景観に配慮した施設構造・配置の採用 ・自然公園との連携	・親水性を考慮した施設構造の採用 ・海辺の観光資源やレクリエーションとの連携	堤防 5,200m	4.5	860	森林 観光施設
		伊良湖						2.8~4.6		

※代表堤防高は、伊勢湾復興協議会設定値を示す。

4. 今後の取組方針（新規記載）

○地球温暖化に伴う気候変動への対応

現在、国において検討が進められている「水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について」^{※1}では、今後、地球温暖化に伴う気候変動により、施設の能力を上回る外力が頻発することや、それを大幅に上回る激甚な外力の発生することの懸念の高まりを指摘している。

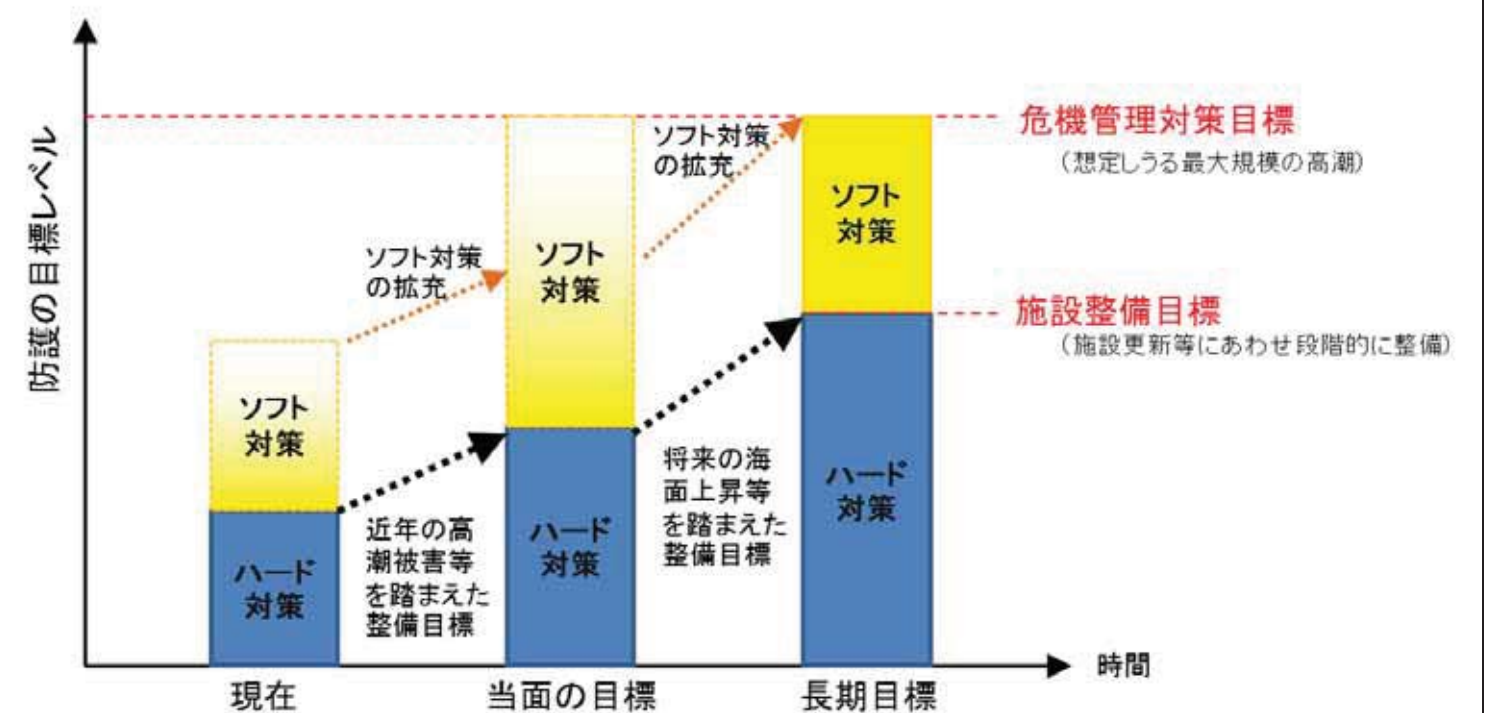
さらに、「海岸保全区域等に係る海岸保全に関する基本的な方針」では、背後地の地盤高が低い地域や、人口資産が集積した地域にあつては、過去の津波、高潮等による災害を十分勘案し、必要に応じ、より高い安全を確保することを目標とすると示されている。

愛知県においては、平成21年台風18号により三河湾を中心に伊勢湾台風級に匹敵する高潮が発生し大きな被害が生じたことや、気候変動による海面上昇が想定されていること等を踏まえ、高潮防護に関する長期的な視点での「施設整備の目標」を設定し、段階的な整備により防護レベルを向上させていくこと等について、関係管理者等と調整を進める。

施設整備の長期的な目標の設定にあたっては、本県の高潮の防護対策のあり方についての検討結果（平成23～24年「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討委員会」^{※2}）等を踏まえ検討する。

また、施設整備目標を超える規模の高潮については、想定し得る最大規模の検討を行うとともに、危機管理対策としての命を守る対策について関係機関と調整・検討を行う。

※1 平成25年12月11日、国土交通大臣より社会資本整備協議会に諮問

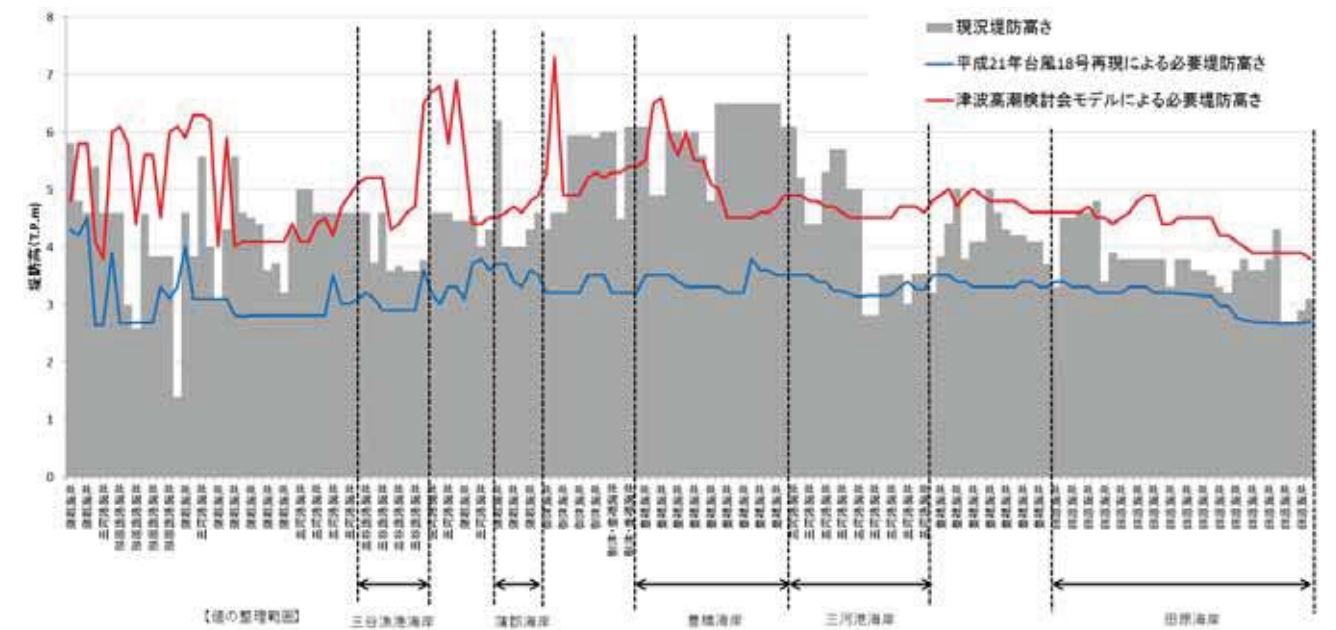


※2 高潮防護に関する長期的目標に関する検討例

施設整備の長期的目標の一つの例として、天文潮位を現在の整備水準である台風期平均満潮位として、実績の台風規模(伊勢湾台風)が、愛知県沿岸に最も潮位が高くなる「最悪コース」を通過した場合の高潮に対する必要堤防高を示す。

単位:T.P.m

	三谷漁港海岸	蒲郡海岸	豊橋海岸	三河港海岸	田原海岸
現況堤防高さ【注1】	3.6~4.6	4.0~6.2	4.8~6.5	2.8~6.1	2.7~4.8
平成21年台風18号再現による必要堤防高さ【注2】	2.9~3.6	3.3~3.7	3.2~3.8	3.1~3.5	2.7~3.4
津波高潮検討会モデルによる必要堤防高さ (長期的目標の検討の一つ)	4.3~6.5	4.5~4.9	4.5~6.6	4.5~4.9	3.8~4.9



【注1】平成24年機能点検調査結果による

【注2】台風来襲時の潮位を用いるなど、台風再現推算結果に基づき設定した必要堤防高

◎必要堤防高さの値は、護岸形状、堤脚水深など一定の条件で行った計算結果であるため、目安程度の値でしかない。よって、必要堤防高は実施時に精査が必要。



ゾーン番号	ゾーン名	対象地点	代表台風コース
1	伊勢湾・衣浦湾	三重県境～矢作古川	①1959年15号(伊勢湾台風)
2	三河湾	矢作古川～伊良湖岬	②1979年20号
3	表浜	伊良湖岬～静岡県境	③1971年29号

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
	<p>○地域の实情に配慮した施設整備としての対応</p> <p>今後の海岸保全施設の整備にあたっては、関係機関及び地域住民等と協議しながら、それぞれの地域事情やまちづくりの方向性等様々な要素を総合的に考慮し、地域における合意形成を十分に行って行くことが重要である。</p> <p>よって、基本計画の策定から施設整備に至る段階において、地域住民の意見交換を実施するとともに、市町村が策定する防災対策や地域の環境・利用状況と整合をとった施設整備に努める。</p> <p>○社会情勢の変化への対応</p> <p>本計画策定後において、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容を再整理し、適宜、見直すこととする。そのためにも、自然環境や社会経済状況などについての情報収集・整理や海岸への要請の把握に努めていくものとする。</p> <p>また、今後、新たな研究成果や検討結果が公表された際には、それらを踏まえた施設整備、津波や高潮の浸水想定となるよう、弾力的な実施・運用を行うこととする。</p>